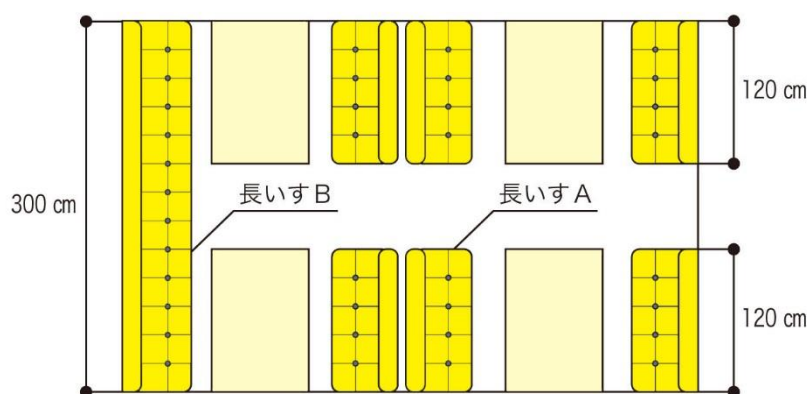


2-6 収容人員の算定

1 共通の取扱い

収容人員の算定にあたっては、防火対象物の区分に従い、規則第1条の3に規定する算定方法により算定するほか、次によること。なお、この算定は事業場が平常の操業状態にあるものとして一般化されているものであり、原則として臨時的操業や一時休止によって影響されない。

- (1) 収容人員の算定は、法第8条の適用については棟単位である（令第2条が適用される場合を除く。）が、令第24条（非常警報設備）の適用については棟単位又は階単位、令第25条（避難器具）の適用については階単位とする。
- (2) 同一敷地内にあり、管理権原者が同一である2以上の防火対象物（令第2条の適用を受ける防火対象物）は、当該防火対象物のそれぞれの用途判定に従い、それぞれ算定した収容人員を合算する。
- (3) 防火対象物の部分で、機能従属部分又はみなし従属部分は、主たる用途の用途判定に従い収容人員を算定する。複合用途防火対象物の取扱いで、特定用途部分の床面積の合計が延べ面積の10%以下かつ300㎡未満であることにより(16)項口となる場合、当該特定用途部分は、主たる用途の用途判定に従い算定する。
- (4) 防火対象物又はその部分を一時的に不特定多数の者が出入りする店舗等として使用する場合は、一時使用時の防火対象物全体の用途を前提として、規則第1条の3の規定を適用する。
- (5) 従業員の取扱いは次によること。
 - ア 従業員の数は、正社員又は臨時社員等の別を問わず、平常時における勤務体制の最大勤務者数とする。ただし、短期間かつ臨時的に雇用される者（デパートの中元、歳暮時のアルバイト等）は、従業員として取り扱わない。
 - イ 交替制の勤務体制をとっている場合は、1日の中で勤務人員が最大となる時間帯における数とするが、交替時等のために重複して在館する場合は、合計した数としない。
 - ウ 職場内に指定された勤務用の机等を有する外勤者は、従業員の数に算入する。
- (6) 収容人員を算定するにあたっての床面積の取扱いは、次によること。
 - ア 廊下、階段及び便所等は、収容人員を算定する床面積に含めない。
 - イ 算定人員の計算において、1に満たない人数は、1人の人がそこに存在することができないため、1未満の端数は切り捨てて算定する。※用途によっては切り上げる。（(2)項ニ及び(5)項イ）
- (7) 次に掲げるものは、固定式のいす席として扱う。
 - ア ソファ等はいす席
 - イ いす席相互を連結したいす席
 - ウ 掘りごたつ
 - エ 常時同一場所において固定的に使用し、かつ、容易に移動できないいす席
- (8) 長いす式を使用する部分は、長いす席の正面幅を合計することなく個々の長いすごとに算定し、そのつど端数を切り捨てる。



飲食店（令別表第1(3)項口に掲げる防火対象物）の場合

○長いすA：1.2m÷0.5m=2.4→2人 2人席×6=12人
 ○長いすB：3.0m÷0.5m=6.0→6人
 合計：12人+6人=18人

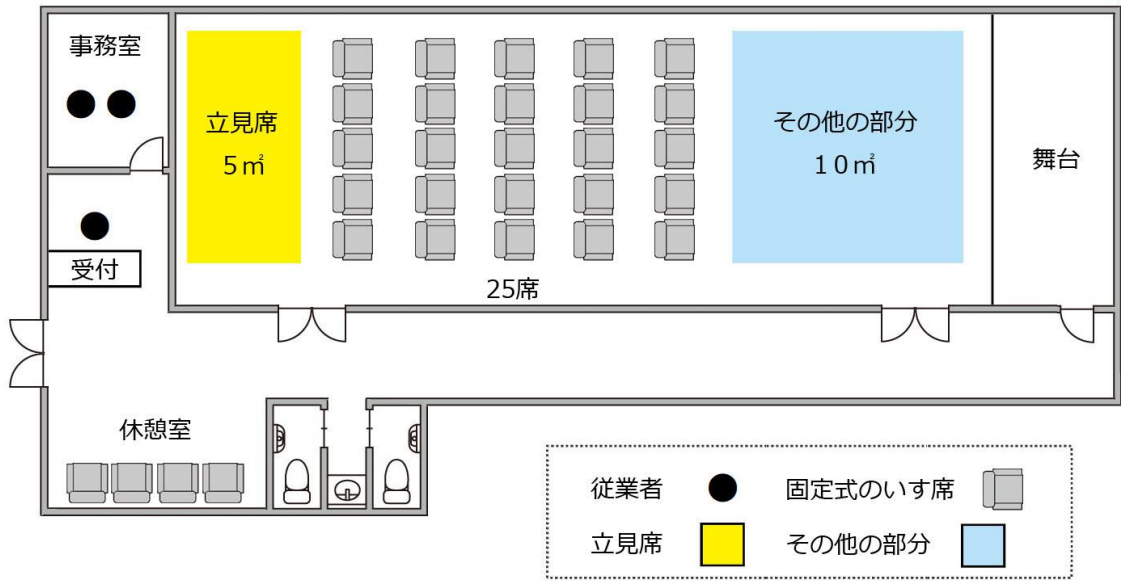
2 令別表第1の各項ごとの取扱い

(1) 令別表第1(1)項（劇場、映画館、公会堂等）

規則第1条の3第1項（表）	
次に掲げる数を合算して算定する。	
1 従業者の数	
2 客席の部分ごとに次のイからハまでによって算定した数の合計数	
イ 固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあっては、当該いす席の正面幅を0.4mで除して得た数（1未満のはしたの数は切り捨てるものとする。）とする。	
ロ 立見席を設ける部分については、当該部分の床面積を0.2㎡で除して得た数	
ハ その他の部分については、当該部分の床面積を0.5㎡で除して得た数	

- ア 「客席の部分」とは、観客等が観覧等の目的で占める観覧席等の用に供する部分をいう。また、当該部分内の通路部分は、収容人員算定の対象から除かれる。
- イ 「立見席を設ける部分」とは、いす等を置かず、観客等が立って観覧等する部分をいい、通路の延長部、出入口扉の回転部等は含まれない。
- ウ 「その他の部分」とは、固定式いす席又は立見席を設ける部分以外の客席の部分の意味で、非固定式（移動式）のいす席を設ける部分、大入場（追込場）を設ける部分や寄席の和風さじき、ます席などを指す。

（劇場の算定方法例）



防火対象物の状況			小計	合計
客席の部分	従業者	3人	3	73人
	固定式のいす席の部分	25席	25	
	立見席の部分	5㎡	25 (= 5㎡/0.2)	
	その他の部分	10㎡	20 (= 10㎡/0.5)	

※ 休憩室のいす席の数は、客席の部分ではないため算定しない。

- (2) 令別表第1(2)項、(3)項（キャバレー、遊技場、性風俗関連店舗、カラオケボックス、料理店、飲食店等）

規則第1条の3第1項（表）	
遊 技 場	次に掲げる数を合算して算定する。 1 従業者の数 2 遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数 3 観覧、飲食又は休憩の用に供する固定式のいす席が設けられている場合は、当該いす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあっては、当該いす席の正面幅を0.5mで除して得た数（1未満のはしたの数は切り捨てるものとする。）とする。

ア 「遊技場」とは、囲碁、将棋、マージャン、パチンコ、スマートボール、チェス、ビンゴ、ボーリングその他の遊技又は競技を行わせる施設をいう。

イ 「遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数」とは、施設内に設置できる最大の競技卓、盤、機械等に次の人数を掛け合わせて得られた数とする。

(ア) パチンコ等 1

(イ) 囲碁、将棋、ビリヤード等 2

(ウ) マージャン等 4

(エ) ボーリング レーンに付属するいすの数

(オ) ゲーム機械 機械を使用して遊べる者の数

(カ) 人数制限のないもの（ルーレットゲーム等） ゲーム台等の寄付き部分の幅を0.5mで除して得た数

(キ) 遊技人数が明確に限定できるもの（ア）～（カ）以外） 当該遊技人数

(ク) （ア）～（キ）により遊技人数を算定できない場合 競技卓、盤、機械等の数

ウ 「観覧、飲食又は休憩の用に供する固定式のいす席が設けられている場合」とは、次の場所に固定式のいす席が設けられている場合をいう。

(ア) ボーリング場、ビリヤード場等の飲食提供施設、休憩・待合のための場所

(イ) 前(ア)以外の遊技場で、自動販売機コーナー、喫煙コーナー等で観覧、飲食又は休憩の用に供する部分と特定できる場所

規則第1条の3第1項（表）	
その他のもの	次に掲げる数を合算して算定する。 1 従業者の数 2 客席の部分ごとに次のイ及びロによって算定した数の合計数 - イ 固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあっては、当該いす席の正面幅を0.5mで除して得た数（1未満のはしたの数は切り捨てるものとする。）とする。 - ロ その他の部分については、当該部分の床面積を3㎡で除して得た数

エ 従業者以外の同居の家族は含まない。

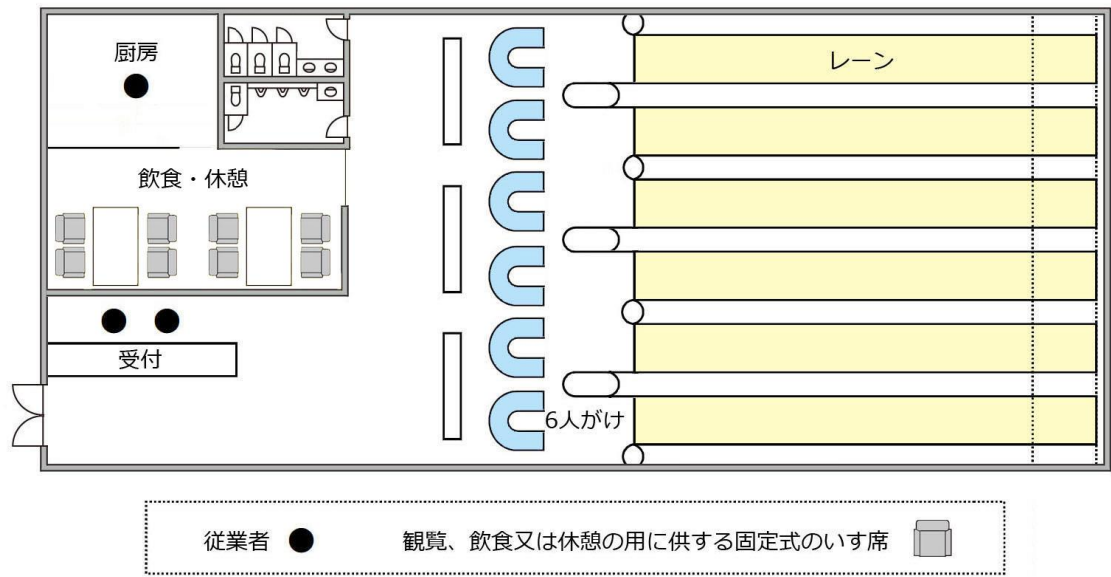
オ キャバレー等のホステスは従業者に含めるが、芸者等で派遣の形態がとられているものについては従業者に含めない。

カ 「客席の部分」とは、飲食、遊興、ダンス等を行う部分（個室型店舗の場合は、遊興のために客が利用する個室部分）をいい、厨房、配膳、控え室等の客の出入りしない部分を除いた部分をいう。

キ 「その他の部分」とは、キャバレー及びライブハウスのステージ、ディスコ及びダンスホールの踊りに供する部分、料理店・料亭等の和室等をいう。

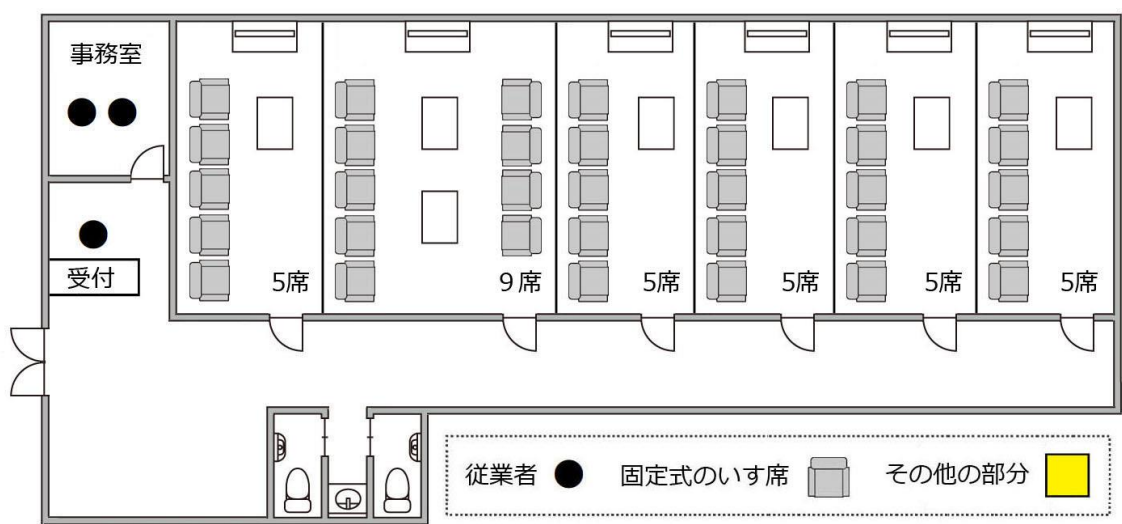
ク 個室型店舗の場合は、個室（これに類する施設を含む。）ごとに行い、端数が出た場合には切り上げ、個室が3㎡未満の場合は、1人として算定する。

(ボーリング場の算定方法例)



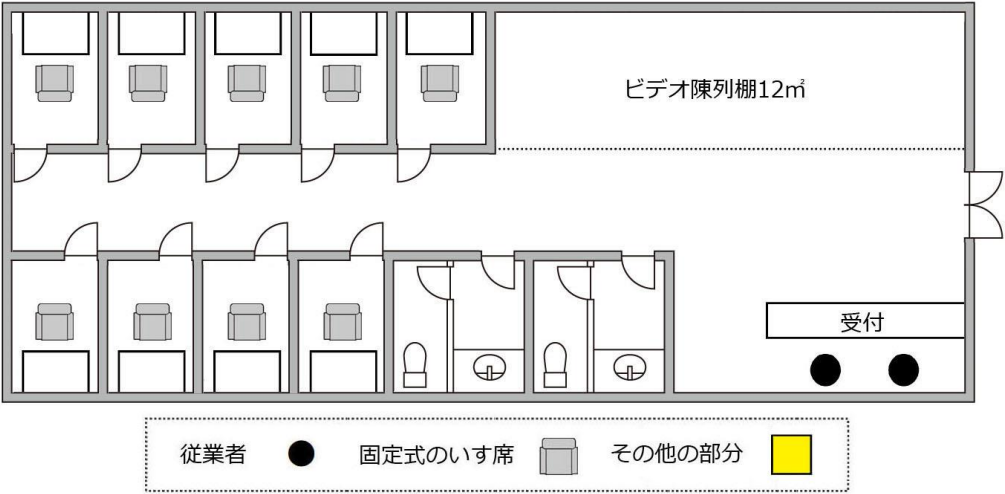
防火対象物の状況		小計	合計
従業員	3人	3	47人
遊技者 (1レーンに付属するいす)	6席	36 (= 6人掛け席 × 6)	
観覧、飲食又は休憩の用に 供する固定いす席	8席	8	

(カラオケボックスの算定方法例)



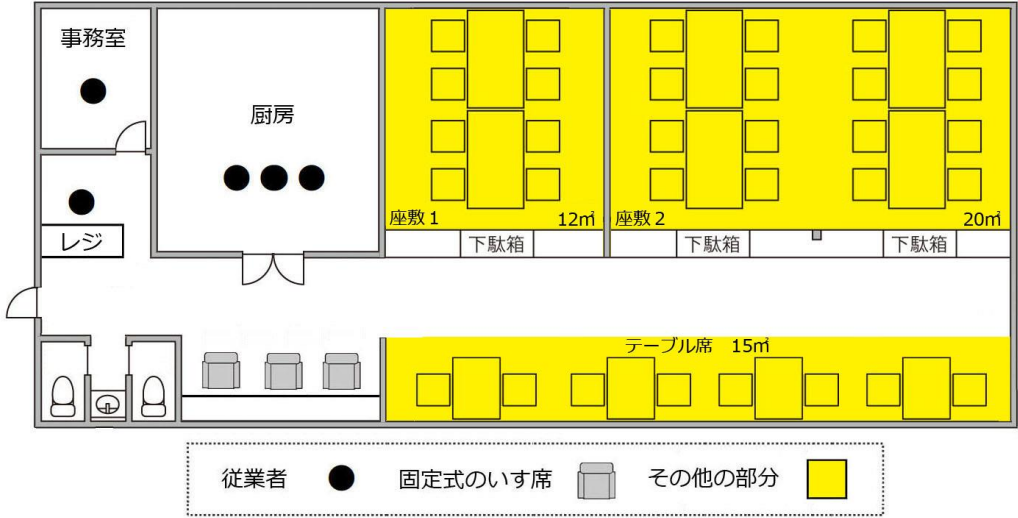
防火対象物の状況		小計	合計
従業員		3人	3
客席の 部分	固定式のいす席の部分	34席	37人
	その他の部分	なし	

（個室ビデオの算定方法例）



防火対象物の状況			小計	合計
客席の部分	従業員	2人	2	11人
	固定式のいす席の部分	9席	9	
	その他の部分	なし	0	

（飲食店の算定方法例）



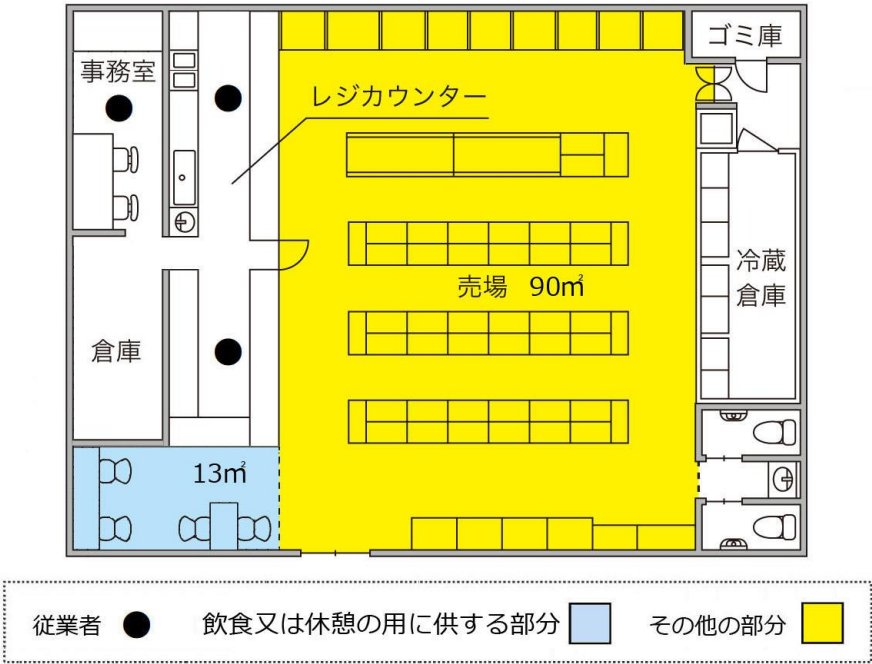
防火対象物の状況			小計	合計
従業員		5人	5	23人
客席の部分	固定式のいす席の部分	3席	3	
	その他の部分	47㎡ (=12+20+15)	15 (≒47㎡/3)	

(3) 令別表第1(4)項（百貨店、物品販売店舗等）

規則第1条の3第1項（表）
次に掲げる数を合算して算定する。 1 従業者の数 2 主として従業者以外の者の使用に供する部分について次のイ及びロによって算定した数の合計数 イ 飲食又は休憩の用に供する部分については、当該部分の床面積を3㎡で除して得た数 ロ その他の部分については、当該部分の床面積を4㎡で除して得た数

- ア 「主として従業者以外の者の使用に供する部分」とは、物品の販売や客の利便の用に供する部分を行い、次の部分を除いた場所をいう。
(ア) 事務室、会議室、社員食堂等の厚生施設
(イ) 駐車場、商品倉庫、商品荷捌場
(ウ) 空調機械室、電気室等の設備室
(エ) 連続して店舗がある場合のコンコースとその延長上にある道路及び公共性の強い通路部分
(オ) その他従業者だけが使用する部分
- イ 「飲食又は休憩の用に供する部分」とは、次の部分をいう。
(ア) レストラン、喫茶、その他の飲食店
(イ) 喫煙場所、子供の遊び場等の商品陳列のない部分
(ウ) その他の飲食及び休憩の用に供する部分
- ウ 「その他の部分」には、売場内のショーケース、固定いす等を置いてある部分や通路部分も含む。

(物品販売業を営む店舗の算定方法例)



防火対象物の状況		小計	合計
従業者		3人	3
主として従業者以外の者の使用に供する部分	飲食又は休憩の用に供する部分	13㎡	4 (≒13㎡/3)
	その他の部分	90㎡	22 (=90㎡/4)

(4) 令別表第1(5)項イ（旅館、ホテル等）

規則第1条の3第1項（表）
次に掲げる数を合算して算定する。 1 従業者の数 2 宿泊室ごとに次のイ及びロによって算定した数の合計数 - イ 洋式の宿泊室については、当該宿泊室にあるベッドの数に対応する数 - ロ 和式の宿泊室については、当該宿泊室の床面積を6㎡（簡易宿所及び主として団体客を宿泊させるものにあつては、3㎡）で除して得た数 3 集会、飲食又は休憩の用に供する部分について次のイ及びロによって算定した数の合計数 - イ 固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあつては、当該いす席の正面幅を0.5mで除して得た数（1未満のはしたの数は切り捨てるものとする。）とする。 - ロ その他の部分については、当該部分の床面積を3㎡で除して得た数

ア 「宿泊室」の人員算定の取扱いは、次による。

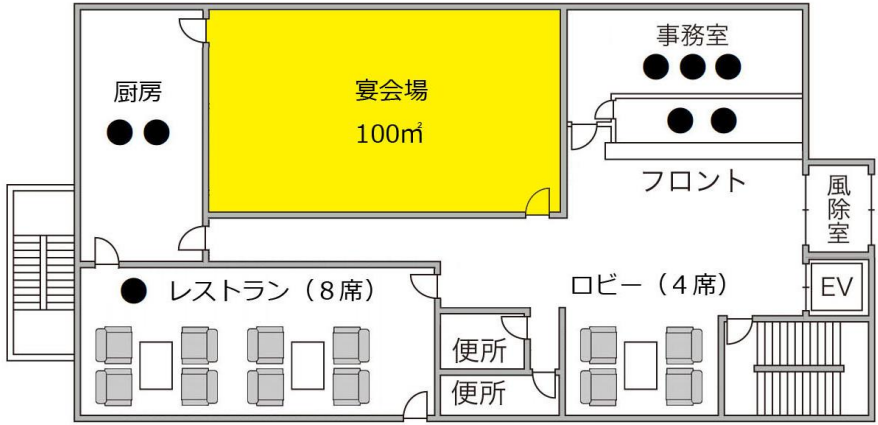
- (ア) シングルベッド、セミダブルベッドは1人として算定する。
- (イ) ダブルベッド、2段ベッドは2人として算定する。
- (ウ) 洋室で補助ベッド等を使用できる場合には、当該ベッドの数を加算して算定する。
- (エ) 「簡易宿所」とは、宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする宿泊施設で、ユースホステル、山小屋、簡易宿泊所の類を指す。
- (オ) 簡易宿泊所の中2階（棚状）式のものは棚数をベッド数とする。
- (カ) 「主として団体客を宿泊させるもの」とは、その構造及び利用の実態からみて団体客を宿泊させることが過半に及ぶもので、林間学校、修学旅行会館等が挙げられる。
※ 一般の旅館等にあつても、宿泊者1人当たりの床面積が3㎡程度であるような使用実態の場合は、該当する。
- (キ) 和室の宿泊室の前室部分は、宿泊室の一部として取り扱う。
- (ク) 和室の宿泊室の床面積には、押し入れや床の間、便所等は含まず、畳の部分に限定される。
- (ケ) 和室の宿泊室については、旅館業法施行令に基づく宿泊定員と一致しないことがある（算定基準が異なるため）。
- (コ) 和室の人員算定で端数が出た場合は、切り上げる。
- (サ) 簡易宿所等で3㎡未満の室は収容人員1人とする。
- (シ) 一の宿泊室に洋室の部分と和室の部分（前室部分を含む。）が併存するものについては、それぞれの部分について算定した人員を合算して算定する。ただしスイートルーム等これらの部分が同時に宿泊されることのないことが明らかなものは、この限りでない。

イ 「集会、飲食又は休憩の用に供する部分」とは、宿泊者以外の者も利用する次の部分をいい、宿泊者のみが使用する部分は含まない。ただし、避難器具又は地階及び無窓階の収容人員により設置が義務付けられる非常警報設備の設置義務の適用にあたっては、当該部分を他の階の者が利用する場合に限り、当該部分の収容人員を算定するものとする。

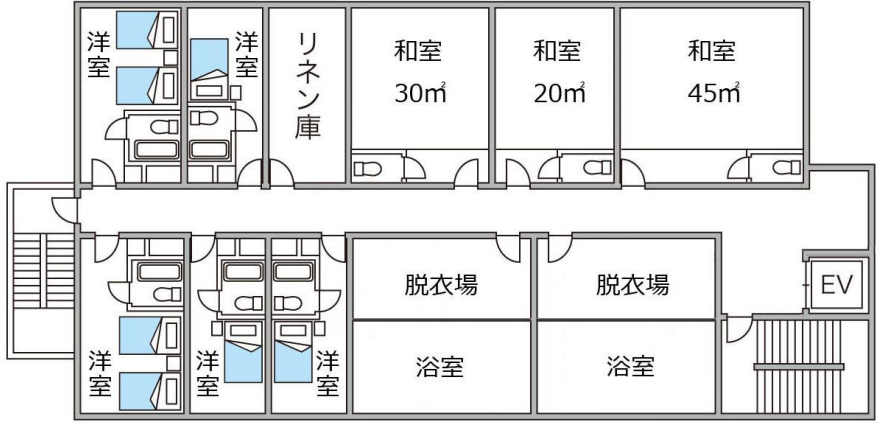
- (ア) 宴会場等
- (イ) レストラン、スナック等の飲食を提供する場所
- (ウ) いす席を設けたロビー等（通路部分を除く。）
- (エ) 前(ア)から(ウ)以外の集会、飲食又は休憩の用に供する部分

(旅館の算定方法例)

(1階)



(2階)



従業者 ● 集会等に供する部分（固定式のいす） その他 (yellow box))

防火対象物の状況			小計		合計
従業者	8 人		8		92人
宿泊室	洋室	シングルベッド 7 個	7		
	和室	20㎡、 30㎡、 45㎡	7 ※（≒20㎡/ 3）	32	
			10 （=30㎡/ 3）		
			15 （=45㎡/ 3）		
集会、飲食 又は休憩の 用に供する 部分	固定式のいす 席の部分	12席	12		
	その他の部分	100㎡	33（≒100㎡/ 3）		

※ 算定は宿泊室ごとに行い、端数が出た場合には切り上げる。

(5) 令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物

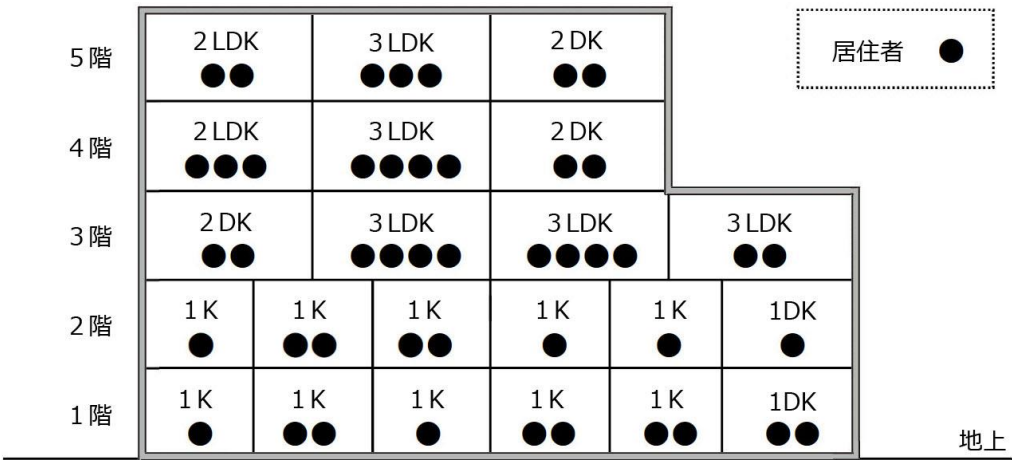
規則第1条の3第1項(表)
居住者の数により算定する。

- ア 「居住者」とは、寄宿舍、共同住宅等に常時居住している者をいう。
- イ 建築確認時の寄宿舍、下宿又は共同住宅における居住者の数は不明であるため、次表の住戸の間取りに応じて、居住者の数を算定すること。
- ただし、賃貸契約等により、一の住居における居住者の数があらかじめ定められている場合は、当該居住者の数とすることができる。
- なお、いずれの場合においても竣工後は、実態に即して見直しを行なうこと。

住戸の型	算定居住者数(人)
1K、1DK、1LDK、2DK	2
2LDK、3DK	3
3LDK、4DK	4
4LDK、5DK	5

- ※1 以降1室増すごとに1人増加する。
- ※2 単身者専用の住戸は、1人と算定する。

(共同住宅の算定方法例)



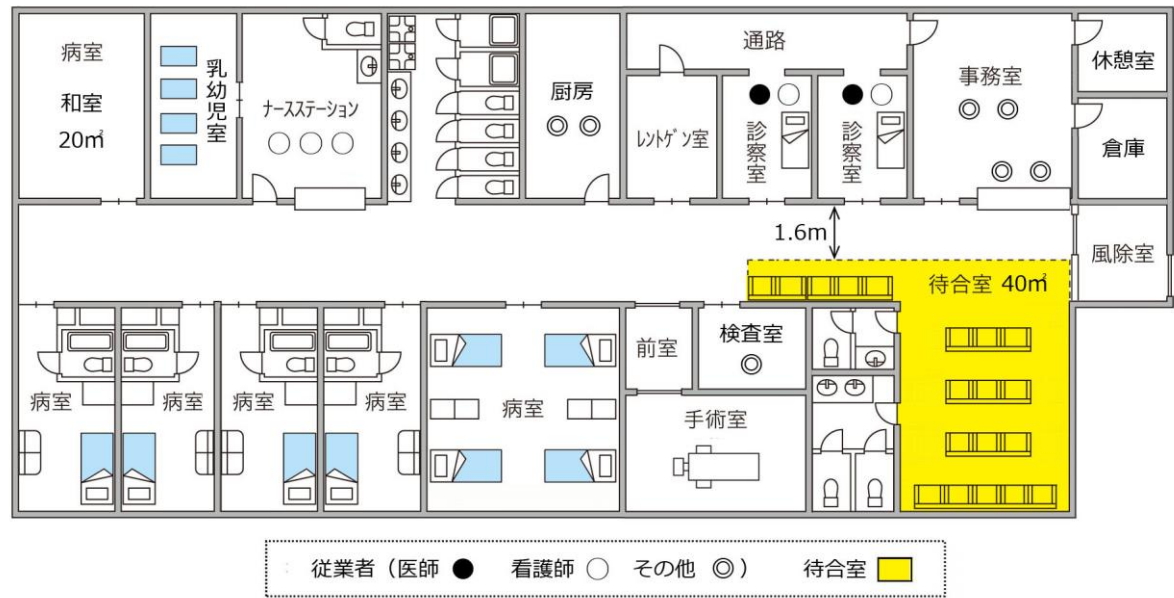
防火対象物の状況		小計	合計
居住者	46人	46	46人

(6) 令別表第1(6)項イ(病院、診療所等)

規則第1条の3第1項(表)
次に掲げる数を合算して算定する。 1 医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師その他の従業者の数 2 病室内にある病床の数 3 待合室の床面積の合計を3㎡で除して得た数

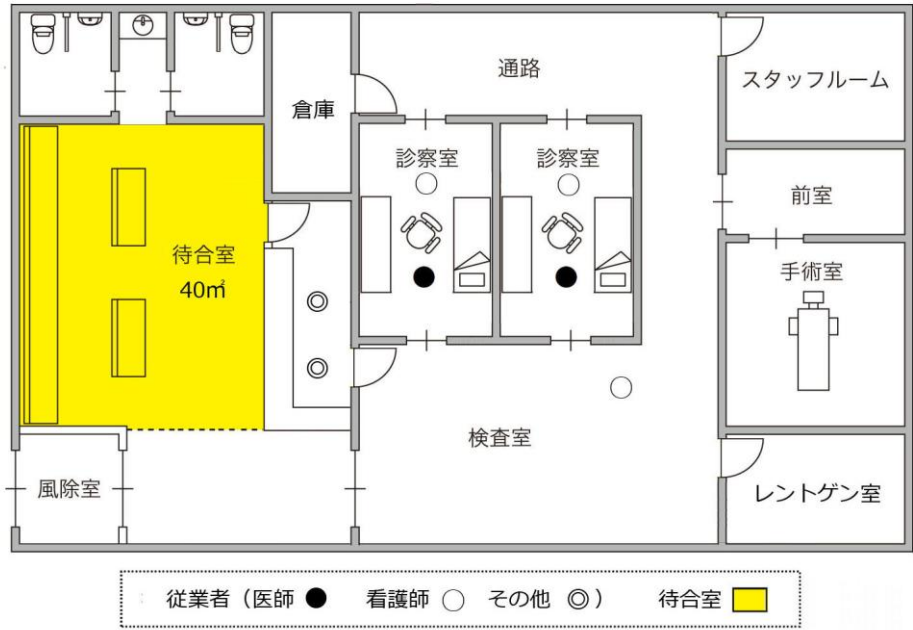
- ア 予約診療制度を実施している診療所等についても、規則第1条の3により算定する。
- イ 「病室」とは、患者を収容する部屋をいい、治療室や手術室は含まない。
- ウ 「病室内にある病床の数」の取扱いは、次によること。
- (ア) 洋室タイプはベッドの数
- (イ) 和室タイプは、和室の床面積の合計を3㎡で除して得た数
- (ウ) 乳幼児の病床の数については、保育器を除いた乳幼児用のベッド数
- エ 「待合室の床面積」の取扱いは、次によること。
- (ア) 廊下に接続するロビー部分を待合室として使用している場合は、当該ロビー部分の床面積
- (イ) 待合室が廊下と兼用されている場合は、建基令第119条に定める廊下の最小幅員以外の部分を「待合室の面積」とし、具体的には次による。
- a 両側に居室がある場合は、廊下を幅員1.6mの部分とし、廊下の部分を除く床面積
- b 前a以外の場合、廊下を幅員1.2mの部分とし、廊下の部分を除く床面積
- (ウ) 診療室内の部分を待合室の用に供する場合は、当該部分も「待合室の床面積」に算入する。

(患者を入院させるための施設を有する診療所の算定方法例)



防火対象物の状況			小計		合計
従業者	14人		14		45人
病室内の病床	洋室	ベッド8台	8	18	
	和室	20㎡	6（≒20㎡/3）		
	乳幼児室	ベッド4台	4		
待合室	40㎡		13（≒40㎡/3）		

(患者を入院させるための施設を有しない診療所の算定方法例)



防火対象物の状況		小計	合計
従業者	7人	7	20人
待合室	40㎡	13 (≒40㎡/3)	

(7) 令別表第1(6)項ロ、ハ、ニ（老人短期入所施設、老人デイサービスセンター、幼稚園、特別支援学校等）

規則第1条の3第1項（表）	
ロ及びハに掲げるもの	従業者の数と、老人、乳児、幼児、身体障害者、知的障害者その他の要保護者の数とを合算して算定する。
ニに掲げるもの	教職員の数と、幼児、児童又は生徒の数とを合算して算定する。

- ア 「老人、乳児、幼児、身体障害者、知的障害者その他の要保護者の数」の取扱いは、次によること。
- (7) 就寝施設部分は、就寝施設を使用できる最大人数
 - (イ) 通所施設部分は、通所施設部分を担当する従業者で対応できると事業所側が想定している要保護者の最大人数
- ※ 最大人数と現状で対応している要保護者の数に隔たりがある場合には、実態に応じて得た人数とすることができる。
- イ 「幼児、児童又は生徒の数」は、現に在籍する児童等の人数とする。

(8) 令別表第1(7)項（小学校、中学校、高等学校、大学等）

規則第1条の3第1項（表）
教職員の数と、幼児、児童又は生徒の数とを合算して算定する。

「児童、生徒又は学生」の数は、現に在籍する児童等の人数とする。

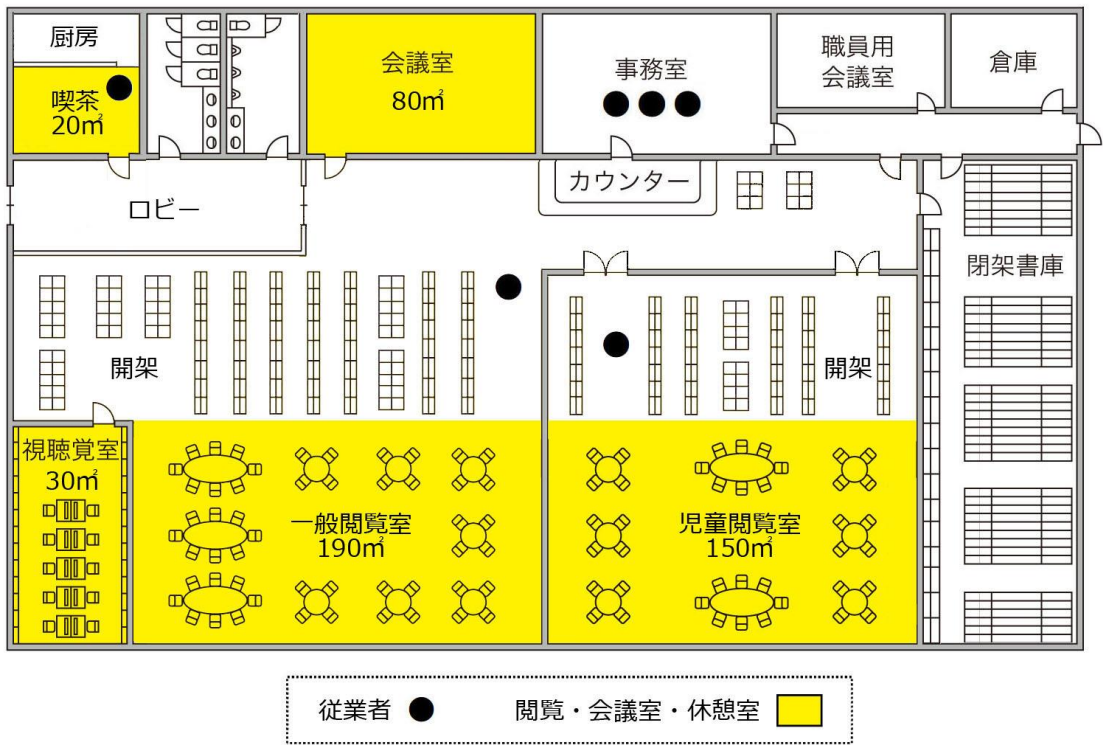
(9) 令別表第1(8)項（図書館、美術館等）

規則第1条の3第1項（表）

従業者の数と、閲覧室、展示室、展覧室、会議室又は休憩室の床面積の合計を3㎡で除して得た数とを合算して算定する。

- ア 「閲覧室」の取扱いは、次によること。
- (ア) 開架（自由に入れる書棚部分をいう。）と閲覧（児童用閲覧を含む。）が同一室にある場合に限り、開架の床面積を除いた面積を閲覧室の床面積として扱う。
- (イ) CD等の試聴室、フィルム等の視聴室についても、閲覧室として扱う。
- イ 展示室、展覧室内の展示物が置かれている部分も、「展示室、展覧室」の床面積に算入する。
- ウ 従業者以外が使用する会議、集会等の用途に使用する部分は、「会議室」として扱う。
- エ 来館者が使用する喫茶室、喫茶コーナー等の部分は、「休憩室」として扱う。

（図書館の算定方法例）



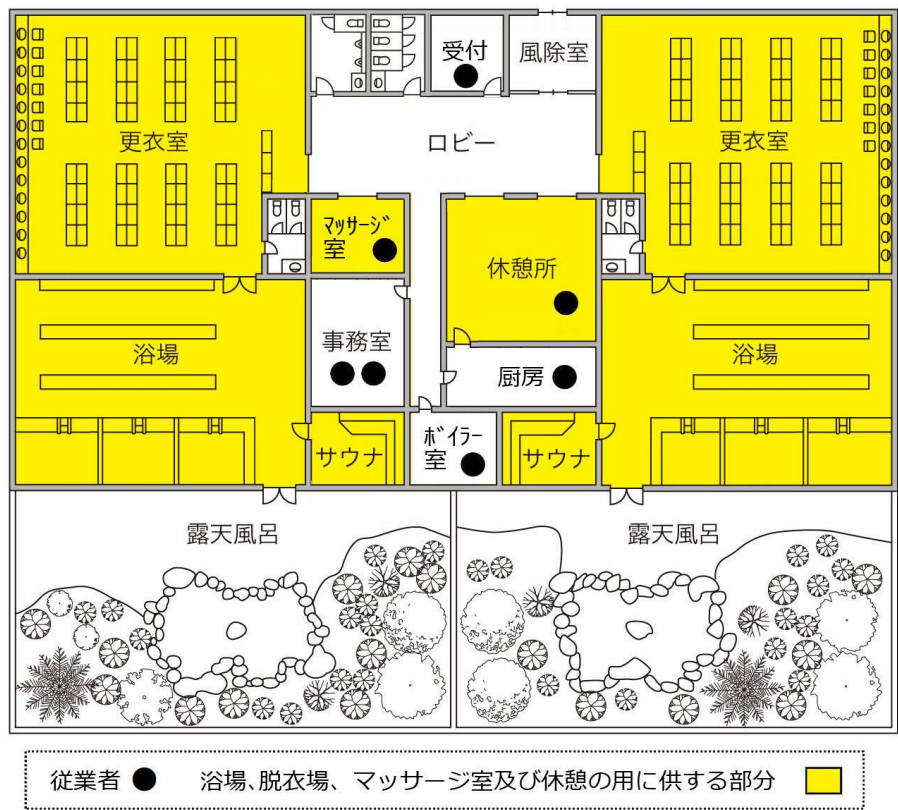
防火対象物の状況		小計	合計
従業者	6人	6	162人
閲覧室等	470㎡ (=20+30+80+150+190)	156 (≒470㎡/3)	

(10) 令別表第1(9)項（蒸気浴場、熱気浴場等）

規則第1条の3第1項（表）
従業者の数と、浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分の床面積の合計を3㎡で除して得た数とを合算して算定する。

- ア 「浴場」とは、浴槽及び洗い場の部分をいい、釜場、火たき場、ボイラーマンの居室は含まれない。
なお、いわゆる蒸気浴場及び熱気浴場の場合は、その浴室をいう。
- イ トレーニング室等のサービス室は、「休憩の用に供する部分」として扱う。

（スーパー銭湯の算定方法例）



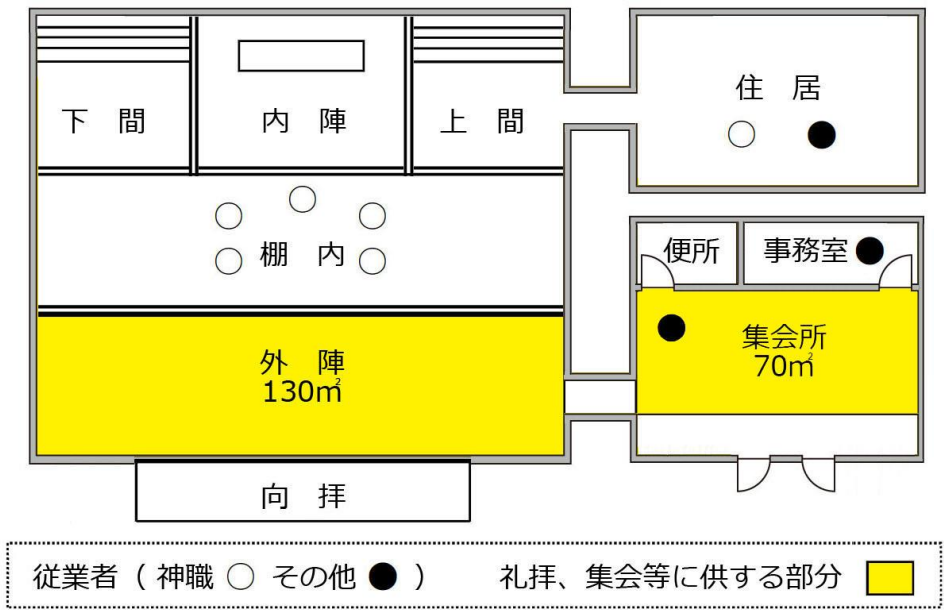
防火対象物の状況		小計	合計
従業者	7人	7	207人
浴場等	600㎡	200（＝600㎡/3）	

(11) 令別表第1(11)項（神社、教会等）

規則第1条の3第1項（表）
神職、僧侶、牧師その他従業者の数と、礼拝、集会又は休憩の用に供する部分の床面積の合計を3㎡で除して得た数とを合算して算定する。

- ア 礼拝の用に供する部分に固定式のいす席がある場合も、床面積により算定する。
イ 祭壇部分は、「礼拝、集会又は休憩の用に供する部分」として取り扱わない。

（寺院の算定方法例）



防火対象物の状況		小計	合計
従業者	9人	9	75人
礼拝室等	200㎡	66 (≒200㎡/3)	

(12) 令別表第1(10)項及び(12)項から(14)項（停車場、工場、駐車場、車庫等）

規則第1条の3第1項（表）
従業者の数により算定する。

車両の停車場の従業者には、停車場の勤務員のほかに従属的な業務に従事する者（例 食堂・売店等の従業者）を含む。

(13) 令別表第1(15)項（事務所等）

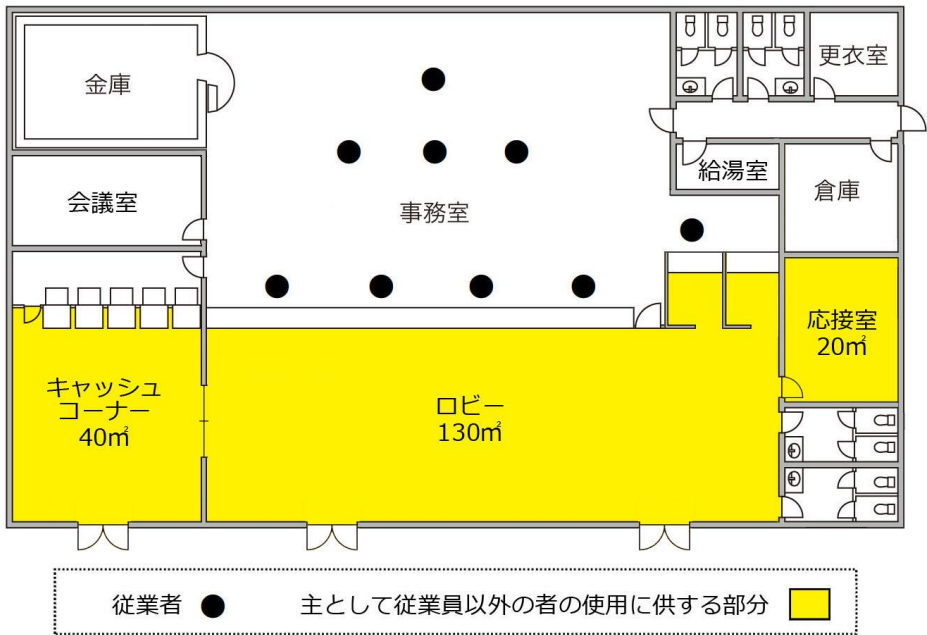
規則第1条の3第1項（表）

従業者の数と、主として従業者以外の者の使用に供する部分の床面積を3㎡で除して得た数とを合算して算定する。

「主として従業者以外の者の使用に供する部分の床面積」の取扱いは、次によること。

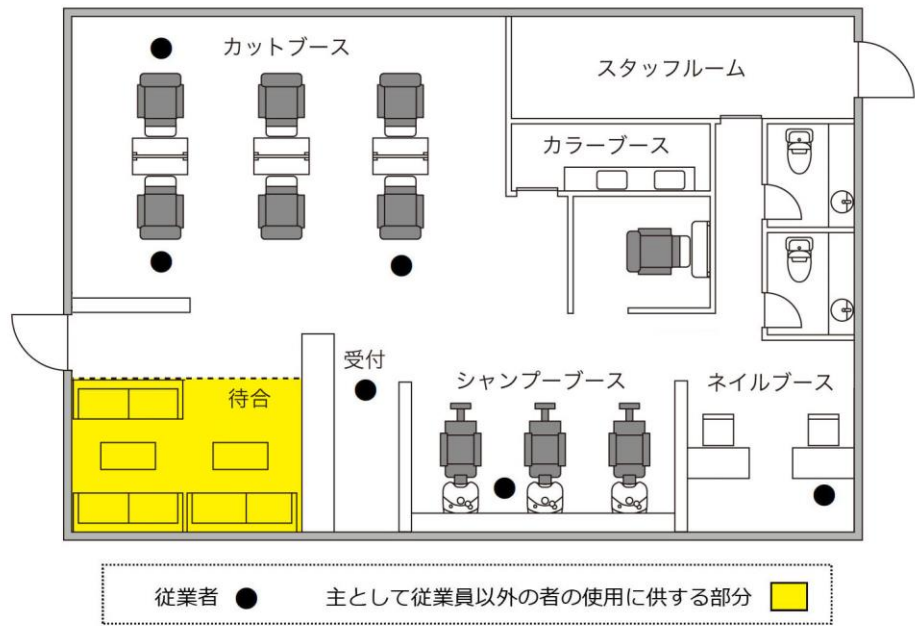
- (ア) テニスクラブ、ゴルフクラブ等のクラブハウスの食堂、ミーティングルーム、ロビー（休憩等の用途に使用するもの）、待合部分は床面積に算入する。
- (イ) 屋内のプール、コート、打席がある場合には、当該部分も床面積に算入する。
- (ウ) 専用通路、便所、洗面所、シャワー室、ロッカールーム等は、床面積に算入しない。
- (エ) 駐輪場で、利用者が駐輪のために使用する部分は床面積に算入しない。
- (オ) 裁判所の調停委員控室、調書室、弁護士控室、公衆控室、看守詰室、審判廷、調停室、証人控室、検察官控室、勾留質問室、法廷の部分は床面積に算入する。
- (カ) 銀行の待合部分、キャッシュコーナー、応接コーナーは床面積に算入する。
- (キ) 理容院、美容院、エステサロン、ネイルサロン、接骨院、整体院その他待合室が存し、従業者が客を作業する部分に誘導し、サービスを実施する営業形態のものは、待合の用に供する部分を床面積に算入する。
- (ク) モデル住宅は、従業者が使用する部分（事務室、受付等）を除いた、住宅展示場部分（人が立ち入れない押入及び物入部分を除く。）を床面積に算入する。
- (ケ) 放課後保育クラブについては、従業者の数と、児童の数とを合算して得た数ではなく、プレイルーム、育成室その他児童が使用する部分（便所、洗面所等を除く。）を床面積に算入する。

（銀行の算定方法例）



防火対象物の状況		小計	合計
従業者	9人	9	72人
主として従業者以外の者の使用に供する部分	190㎡ (= 40+130+20)	63 (≒ 190㎡ / 3)	

(美容院の算定方法例)



防火対象物の状況		小計	合計
従業者	6 人	6	9 人
主として従業者以外の者の使用に供する部分	10㎡	3 (≒10㎡/3)	

(14) 令別表第 1 (16)項及び(16の2) 項 (複合用途防火対象物、地下街)

規則第 1 条の 3 第 1 項 (表)
令別表第 1 (16)項及び(16の2) 項に掲げる防火対象物については、令第 1 条の 2 第 4 項の総務省令で定める収容人員の算定方法は、同表各項の用途と同一の用途に供されている当該防火対象物の部分をそれぞれ一の防火対象物とみなして前項の規定を適用した場合における収容人員を合算して算定する方法とする。

(16)項及び(16の2) 項に掲げる防火対象物の一部を構成する一般住宅又は地下街の通路部分は、収容人員の算定の対象とはならない。

(15) 令別表第 1 (17)項 (重要文化財等)

規則第 1 条の 3 第 1 項 (表)
床面積を 5 ㎡で除して得た数により算定する。

令別表第 1 備考 4 の「(1)項から(16)項までに掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分が(17)項に掲げる防火対象物に該当するものであるときは、これらの建築物その他の工作物又はその部分は、同項に掲げる防火対象物であるほか、(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物又はその部分でもあるものとみなす」の規定を適用する場合は、(17)項に掲げる防火対象物であるほか、(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物又はその部分でもあることとされていることから、収容人員の算定についても、それぞれ算定し、両方を比較して大なる方を収容人員として適用する。

3 階単位の収容人員の取扱い

- (1) 複数の階で執務する者については、当該それぞれの階に指定された執務用のいす等を有し、かつ、継続的に執務するとみなされる場合は、それぞれの階の人員に算入すること。
- (2) 従業者が使用する社員食堂等は、当該部分を3㎡で除して得た数の従業者があるものとして算入すること。ただし、その数が従業者の数よりも大きい場合は、この限りではない。
- (3) 教職員、幼児、児童、生徒及び学生の取扱いは次によること。((6)項ニ、(7)項関係)
 - ア 一般教室については、教職員の数と幼児、児童、生徒又は学生の数とを合算して算入すること。
 - イ 特別教室等については、その室の最大収容人員とすること。
 - ウ 一般教室と特別教室が同一階に存する場合、それぞれの数を合算すること。